

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

建設部 公園緑地課

監査期間 平成25年9月 4日から  
平成25年9月30日まで

指摘事項	措置状況
ア 概算払で支払われた旅費について、精算に係る出張命令書兼旅費請求書が提出されていなかった。精算による金額の変更がない場合においても、西尾市職員旅費支給条例20条により適切な事務処理をされたい。	今後は精算による金額の変更がない場合においても、精算に係る出張命令書兼旅費請求書を提出します。
イ 公園維持管理業務において、契約書の特記仕様にある業務計画書及び監視パトロール報告書の提出がされていなかった。契約内容に基づく適正な事務処理をされたい。	未提出書類については、各担当者より連絡し10月18日に全て提出済みとなりました。
ウ ちびっ子広場児童遊園の工事で合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割していると見受けられるものがあつた。事前に工事全体の調査及び経済性や有効性について十分検討するなど適切な事務処理をされたい。	今後は事前に現地精査を行い、適切な事務処理を行います。
エ 公園施設の占用使用料の算定において、基礎となる使用面積が1平方メートル未満の端数は1平方メートルに計算して使用料額を算出するが、使用面積の実数で計算していた。西尾市都市公園条例に則つた事務処理をされたい。	今後は基礎となる使用面積は、西尾市都市公園条例に則つて端数処理します。
オ 都市公園台帳の記載事項の更新がされていないものがあつた。台帳については、都市公園法及び都市公園法施行規則の規定により適正な管理をされたい。	未記載箇所については、早急に対応します。また今後は電子データの他に紙ベースの管理を徹底します。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。